

北斗市	部	市民部	課	市民課
投げ込み日	令和6年4月5日(金)			<input checked="" type="checkbox"/> 指定無
情報解禁日				

## 犯罪被害者等見舞金の対象に パートナーシップ宣誓者を追加

最高裁の判断を踏まえ、市の独自制度の見舞金についても同様の取扱いにすることとしました。

○日程

4月4日(木)

○時間

○場所

別紙地図参照

○内容

北斗市犯罪被害者等支援条例について、遺族見舞金の給付対象となる「被害者の配偶者（婚姻の届をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む）」に「パートナーシップ宣誓を行っているもの」を含むこととし、パートナーが犯罪により亡くなった際に遺族見舞金を給付できるように変更しました。

北斗市パートナーシップ  
宣誓制度HP



北斗市犯罪被害者等支援条例



### 一口メモ

みなさまに取材していただき、周知していただくことにより、市が目指す「性的マイノリティの方々に対する偏見や差別のない、性の多様性が尊重されるまち」の実現につながります。何卒取材していただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 【報道資料趣旨】

- 参加者等募集告知依頼
- イベント等の事前周知依頼
- イベント・会議等の取材依頼
- その他事業の取材依頼

市民課		課長	小野 義則	
当日	連絡先	0138-73-3111	内線	111
前日	連絡先	0138-73-3111	内線	111

人と、未来と、ほくと。

